

文書館は平成21年度から「中間書庫」機能も果たすことになる。これまでの「郷東書庫」が老朽化により廃止されたため、現用文書を文書館に移転保管したものである。

これからの課題は、文書館の保管スペースには限りがあること、用途廃止文書の期間延長が見られることなどであるが、重要なことは歴史資料としての公文書の利用促進と県職員の文書管理に対しての高い認識が求められることである。

【報告1】

「香川県における公文書事務の現状と課題」

香川県総務部総務事務集中課 山本知子さん

公文書については、県民に対する情報公開と歴史資料の利用に尽きるといえる。前者は行政の説明責任性であり、後者は県民の歴史研究や後世への共有財産の継承である。

保存の現状として、5年・10年・30年という保存期間が満了した現用文書は、保存期間を延長するか、用途廃止を行うスタイルを採っている。用途廃止とはすなわち廃棄ではなく、現用文書としての用途が終了したということであり、この意思決定が文書館に報告される。その後、文書館で選別し保存と利用に供される。

利用については、研究者や学生の歴史研究、行政研究に資しているが、その頻度は少ないのが現状である。

